

## 第 1 2 7 号議案

足立区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例  
足立区公害健康被害認定審査会条例（昭和 5 1 年足立区条例第 3 号）  
の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（組織）

第 1 条の 2 審査会は、委員 1 5 人以内で組織する。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

公害健康被害の補償等に関する法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。